

## 第26回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月12日（金）午後2時から午後3時25分
2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）
3. 出席した農業委員（11人）

会 長	14番	前 川 正 人			
委 員	2番	唯 野 哲 夫	3番	目 黒 正 一	
	5番	佐 藤 雄 一	6番	三 國 実 加 子	
	7番	丹 野 義 基	8番	佐 藤 陽 子	
	9番	岩 本 一 夫	10番	後 藤 義 昭	
	11番	山 田 秀 晴	12番	武 島 竜 太	
4. 欠席した農業委員（0人）
5. 遅参した農業委員（0人）
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四 栗 和 広
事務局次長兼農業振興係長	渡 部 賢 治
事務局農地係長	佐々木 国 秀
事務局主事	芳 賀 純 平

## 7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

- (1) 時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について

報告第2号 報告事項について

- (1) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第6号 令和2年度第4号農用地利用集積計画について

議案第7号 令和2年田畑売買価格等に関する調査について

議案第8号 農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想の変更について

## 8. 会議の概要

事務局長        それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。  
                         一同「礼」。着席願います。

議 長            本日は、第26回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

                         それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第26回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

                         本日の欠席の届出並びに遅参の届出はございません。

                         日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。  
局長。

事務局長        それでは、私のほうから先月総会日以降の諸般についてご報告いたします。7月10日金曜日であります。総会前に農業委員会だより編集委員会を開催しております。また同日、総会后に第7回農地利用最適化推進委員会を開催し、今年度の遊休農地対策事業については、8月22日土曜日午前6時から日下石地区において、2種類のひまわりを播種することが決まりました。7月18日土曜日であります。時効取得を原因とする農地の権利移転に関する現地調査のため、唯野哲夫委員、係長が現地調査等を行っております。7月27日月曜日であります。災害対策復興会議が開催されまして、会長が出席しております。また同日、山上地区の農地利用状況調査を実施しております。7月28日火曜日であります。杉妻会館において、福島県農業会議第30回理事会及び第53回常設審議委員会が開催されまして、会長が出席しております。また同日、日立木地区の農地利用状況調査を実施しております。7月29日水曜日であります。八幡地区の農地利用状況調査を実施しております。また同日、議案を配布させていただいております。7月30日木曜日であります。飯豊地区の農地利用状況調査を実施しております。7月31日金曜日であります。大野地区の農地利用状況調査を実施しております。8月3日月曜日であります。玉野地区の農地利用状況調査を実施しております。8月4日火曜日あります。本日の総会に向けて現地調査を行っております。

8月6日木曜日ではありますが、磯部地区の農地利用状況調査を実施しております。8月7日金曜日ではありますが、中村地区の農地利用状況調査を実施しております。また同日、ビックパレットふくしまにおいて、令和2年度農業者年金業務担当者会議が開催され、大河原主査が出席しております。8月11日火曜日ではありますが、南相馬市小高区の農地転用に関する現地調査を、相馬地方常設審議委員であります会長が行っております。なお、8月4日、閉会中の市議会産業建設常任委員会が開催されましたので、併せてご報告いたします。報告は以上でございます。

議長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。9番岩本一夫委員、10番後藤義昭委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分についてご説明いたします。(1)時効取得を原因とする農地の権利移転又は設定の登記事案調査について、時効取得を原因とする登記申請が行われたため、福島地方法務局相馬支局登記官から通知がありました。通常、農地の所有権移転をする場合は、農地法第3条申請を提出し、許可を得る必要がありますが、時効取得については、農地を相続する場合と同様、民法の規定により所有権が移転されます。備考欄に民法第162条第1項の条文を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

それでは、1番案件についてご説明いたします。令和2年7月18日に、2番唯野哲夫委員と事務局で、登記権利者及び登記義務者から事実関係の聴取をしたところでございます。今般、登記義務者から登記権利者へ所有権を移転するもので、占有の経過につきま

しては議案書に記載のとおりでございます。調査の結果、登記権利者が20年間、所有の意思をもって平穏かつ公然と他人の農地を占有、管理しており、農地に係る時効取得の要件を満たしていることを確認いたしました。事務局の説明は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(4)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。概要につきましては議案書記載のとおりでございます。(2)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は3件の届出を受理いたしました。権利取得事由につきましては、全て相続によるもので、農業委員会によるあっせんの希望はございません。(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは農地の賃貸借の解約となっております。解約理由につきましては、耕作者都合のためとなっております。(4)農地使用貸借合意解約届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。こちらは農地の無償貸借の解約となっております。解約理由につきましては、1番案件が農地法第5条申請のためとなっております、2番案件につきましては耕作者の変更のためとなっております。報告は以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より調査の報告を願います。番号1番について、5番佐藤雄一委員願います。

5 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりでございます。去る8月2日に申請人の自宅を推進委員と2人で訪問し、聞き取り調査を行いました。8月4日は2番委員、8番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いました。調査結果を代表してご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号、第4号については要件を満たしております。許可基準第2号、第3号についてであります。当案件は該当ありません。許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。次に許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無については、譲受人に借入地はないため、非該当であります。最後に許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号まで、全て非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定  
による許可申請については、許可することに決せられました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について  
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め  
ます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務  
局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで  
ございます。事業概要は、プレハブ式倉庫及び資材置場用地を整備  
するものであり、工事期間は許可の日から10ヶ月を予定してお  
ります。申請地は都市計画法に基づく工業地域に指定されてお  
ります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のと  
おりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、法定外  
公共物占用許可済みとなっております。書類審査の結果は各項目  
ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手  
願います。2番唯野哲夫委員お願いします。

2 番 それでは2番委員から報告します。議案第2号農地法第4条の  
規定による許可申請について報告します。1番案件について、去  
る8月4日に、8番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局  
で現地調査を実施いたしましたので、その調査結果をご報告しま

す。申請人、申請地等については、議案書記載のとおりであります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は非線引き都市計画用途地域内の農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は要件を満たしております。従って、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの方策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決せられました。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。当初計画者は、令和元年8月9日付けで農地法第5条に基づく転用許可を受けておりますが、今般、議案書記載の理由により、建売住宅4棟のうち1棟について、事業計画の変更、区域の拡大をするもので、議案第4号4番案件と関連がございます。現地



調査におきまして、議案書記載の（ア）から（ウ）までの事業計画変更の承認要件を確認してまいりました。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番唯野哲夫委員お願いします。

2 番 2番委員から、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について報告します。1番案件について、去る8月4日に、8番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施いたしましたので、その調査結果を報告いたします。ただいま事務局から説明のあった、事業計画変更の承認要件（ア）から（ウ）の内容に基づいて確認したところ、（ア）につきましては、当初計画者は造成まで行っておりますので、許可を取り消して元の所有者に返還しても、効率的に農業ができる状況ではないと判断しました。（イ）、（ウ）については、議案書に記載のとおり、やむを得ないものと判断しました。以上のことから、要件を全て満たしておりますので、事業計画変更承認申請は、承認相当と判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

（ 「なし。」との声 ）

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、承認することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声 ）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定

による許可後の事業計画変更承認申請については、承認することに決せられました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

まず1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地があり、申請地と併せて使用貸借予定となっております。添付書類として地元水利組合の排水同意者を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が法面用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許・許可等の処分については、都市計画法第29条開発許可同時申請となっております。現在、担当課である都市整備課において審査中であり、許可見込みとなっております。⑥併用地の有無については、申請人の自己所有地の山林、宅地があります。添付書類として地元水利組合の排水同意者を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。補足になりますが、この案件は申請地と併用地を一体として活用する事業計画であり、合計面積が28,291㎡となっております。そのため、土地計画法第29条に基づく開発許可が必要な3,000㎡を超えるため、開発許可との同時申請となっております。また、許可につきましても、同時許可となりますので、農地転用許可日と開発許可日を同日に調整することになります。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が貸駐車場用地を整備するも

のであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて4番案件です。こちらは、先ほど議決をいただきました議案第3号1番案件と関連がある内容となっております。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が建売住宅建築拡張用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から24ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、令和元年8月9日付け、農地法第5条許可を受けた土地、そして今回、新たに追加する併用地がございます。新たに追加する併用地については、申請地と併せて売買予定となっております。添付書類といたしまして、土地改良区の意見書、地元水利組合の排水同意者を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（30年間）になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許・許可等の処分については、道路法24条承認済みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が位置指定道路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許・許可等の処分については、建築基準法第42条に基づく位置指定道路事前協議済みであり、承認見込みとなっております。また、道路法第24条承認済みとなっております。

ります。⑥併用地の有無につきましては、併用地があり、申請地と併せて使用貸借予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして7番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして8番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が出入口通路、作業場、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして9番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、進入路、駐車場及び車両回転広場用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許・許可等の処分については、道路法24条承認済みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして10番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。なお、申請地は都市計画区域外となっております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分につきましては、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。また、道路法第24条承認見込みとなっております。書類審査の結果

は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に11番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、携帯電話無線基地局建設に伴う工事用地を整備するための一時転用であり、工事期間は許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(3ヶ月間)になります。なお、申請地は都市計画区域外となっております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、携帯電話基地局建設部分については、認定電気通信事業者が実施する事業であるため、農地転用許可不要であることを確認しております。また、道路法第32条事前協議済みとなっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番唯野哲夫委員願います。

2番 2番委員から、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、私の方からは、1番案件から3番案件についてご報告いたします。去る8月4日に8番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施いたしましたので、その調査結果を報告いたします。

まず1番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地の周囲が、第3種農地の宅地進行化区域内農地に該当することを、添付された資料に基づいて、現地を調査しました。結果、申請内容は真正なものと判断いたしましたので、立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて2番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。権利の設定内容については、所有権の移転(売買)になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地であるた

め、第2種農地であります。許可基準第2号については、法面用地という性質上、申請地以外の事業は不可能と判断しました。従って立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて3番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は非線引き都市計画用途区域内の農地でありますので、第3種農地のため、立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長            続いて、担当委員挙手願います。8番佐藤陽子委員願います。

8 番            議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件から8番案件についてご報告いたします。去る8月4日に2番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地を見てまいりました。担当委員を代表してその結果を報告いたします。

初めに4番案件について、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、宅地の拡張事業であり、他の場所では不可能であるため、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当であると判断いたしました。

続いて5番案件について報告いたします。申請人、申請地等につ

いては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、第1種住居地域の中にある農地でありますので、第3種農地であるため、立地基準は満たしております。従って、許可基準第2号は該当しません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて6番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を山林、原野に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、位置指定道路という事で、他の場所では不可能であるため、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて7番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を山林、原野に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もありますが、他の場所での事業は困難であるという事でしたので、以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて8番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲が概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地であり、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号は、出入口等の用地でもあり、他の場所での事業は不可能であると判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たし

ております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、担当委員举手願います。11番山田秀晴委員お願いします。

11番 9番案件から11番案件について報告いたします。去る8月4日に2番委員、8番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず9番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、本案件は不許可の例外事業の集落接続事業に該当いたします。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、申請地以外での事業は困難と判断しました。以上から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて10番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地であります。しかし、代替地の検討をいたしましたが、他の場所での事業は、申請地以外では不可能であり、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に11番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準



について、申請地の町裏●●●番の一部は、農業振興地域の農用地区域内の農地であり、また、坂口●●番地●の一部は、10ヘクタール以上の、連坦した農地の区域内にある農地のため、第1種農地であります。しかしこの案件は、不許可の例外事業に該当する、携帯電話基地局の設置工事に伴う作業用地の一時転用であります。また、許可基準第2号は、基地局に隣接する申請地以外の場所での施工は不可能であります。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 事務局より1番案件、議案書の9ページになりますが、こちらの立地基準、第3種農地の宅地進行化区域内農地についての補足をさせていただきます。

福島県の農地転用許可の手引きでは、宅地進行化区域内農地とは、道路、線路、河川、水路などによって区画された面積に占める宅地割合が、40%を超えていることが条件となります。1番案件の申請地は、飯豊小学校の西、約250mに位置しております。西側を国道6号線、北側を県道、南側及び東側を市道で囲まれた区域の宅地割合が41%であり、40%を超えていることから、第3種農地の宅地進行化区域内農地の要件を満たしております。補足説明は以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「議長、10番。」との声 )

議長 10番後藤義昭委員。

10番 11番案件について、この地図ではちょっとわかりにくいのですが、水道管が埋設されている場所に近いか、もしくは道沿いに簡易水道の水道管が埋設されているはずなんです。墓地まで簡易水

道が通っている。もし工事を施工する場合に管に触れたりすると、墓地までの水道が枯れてしまう。注意して施工するようにお願いしたい。私、水道のほうにも関与していたものですから、通常、そういう時は、どこに埋設してあるのですかとか、事前に連絡が来るのですが、今回は聞かれた事もなかったから、工事に入る前に確認するように伝えてください。

議 長 事務局。

事務局 許可を出す際に、業者のほうに、この付近に水道管が埋設されているとうことで、後藤委員のほうに相談していただきたいと、おつなぎするという事でよろしいですか。

議 長 10番後藤義昭委員。

10番 よろしくお願ひします。

議 長 他に質疑ありませんか。ご発言願ひます。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願ひます。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決せられました。  
次に、議案第5号相馬農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願ひます。担当委員挙手願ひます。11番山田秀晴委員お願ひします。

1 1 番 議案第 5 号相馬農業振興地域整備計画の変更案について、去る 8 月 4 日、2 番委員、8 番委員、各地区の担当推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、担当委員を代表してその結果を一括して報告いたします。

1 番案件から 3 番案件について、農用地区域除外の要件である、議案書記載の(1)から(3)の要件の内容に基づいて確認いたしました。(1)について、代替地の検討結果からも他の場所での事業は困難と判断いたしました。(2)、(3)について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響はないと判断いたしました。よって、1 番案件から 3 番案件の変更案に同意することが妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 事務局より補足説明させていただきます。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号まで明記されております。お配りしております、議案第 5 号参考資料と書かれた資料をお手元にご準備いただきたいと思っております。こちらの資料は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条の部分を抜粋してございます。このうち、農業委員会が確認する要件が第 1 号から第 3 号までとなります。現在、相馬市では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JA の 3 団体に諮問しております。3 団体から意見聴取後、その意見を踏まえ、福島県に事前協議及び本協議を経て、農用地区域の除外決定がなされます。1 番案件から 3 番案件について、農用地区域の除外決定後、農地法第 5 条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。事務局の説明は以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号相馬農業振興地域整備計画の変更案については、同意することに決せられました。

次に、議案第6号令和2年度第4号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第6号中、番号1番を抽出し議題といたします。

議案第6号中、番号1番についてであります。私が議事参与の制限に該当いたします。本来、議長を会長職務代理者と交代となりますが、現在、会長職務代理者が不在となっておりますので、当該案件の議長についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

( 5 番 挙 手 )

議 長 はい、5番佐藤雄一委員。

5 番 農業振興委員長の佐藤陽子委員にお願いしたい。

議 長 ただいま、佐藤陽子委員という意見が出されました。他にありませんか。

( 「なし。」との声 )

議 長 無いようですので、議長を佐藤陽子委員とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認め、暫時の間、議長は佐藤陽子委員に務めていただくことに決定いたしました。

それでは、佐藤陽子委員、議長席をお願いいたします。

( 議長交代 )

臨時議長        それでは、暫時の間議長を務めさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。議案第6号中、番号1番を抽出し議題といた  
します。

本件に関し、14番前川正人委員は、農業委員会等に関する法律  
第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますの  
で、暫時の間退場を願います。

( 前川正人委員 退場 )

臨時議長        事務局の説明を求めます。事務局。

事務局            議案第6号令和2年度第4号農用地利用集積計画について、番  
号1番について事務局よりご説明いたします。設定人及び被設定  
人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。農地中  
間管理機構による借り入れ、転貸一括方式による利用権の新規設  
定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強  
化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上で  
ございます。

臨時議長        質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

臨時議長        質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

臨時議長        討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

臨時議長           ご異議なしと認めます。よって、議案第6号中、番号1番については同意することに決定されました。14番前川正人委員の入者場を認めます。

( 前川正人委員 入場 )

臨時議長           14番前川正人委員に、ご報告いたします。議案第6号中、番号1番については、同意することに決定いたしました。ここで会長が戻られましたので、議長を交代いたします。

( 議 長 交 代 )

議 長               次に、議案第6号中、番号1番を除く、番号2番から番号9番の8件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長               ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局             議案第6号令和2年度第4号農用地利用集積計画について、番号2番から番号9番までの8件について、事務局よりご説明いたします。設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、番号2番につきましては、農地中間管理機構による借り入れ、転貸一括方式による利用権の新規設定であります。番号3番から番号9番につきましては、いずれも農業委員会を通じた利用権の再設定となります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上でございます。

議 長               質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号令和2年度第4号農  
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。  
次に、議案第7号令和2年田畑売買価格等に関する調査につい  
てを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和2年田畑売買価格等に関する調査について、事  
務局より内容等についてご説明申し上げます。こちらは田畑売買  
価格の動向調査の把握のため、毎年福島県農業会議より各農業委  
員会に価格設定の依頼のあるものでございます。当議案では相馬  
市内の適正な田畑売買価格、地区、田畑、農用地、農用地外、それ  
ぞれの価格について、審議いただくこととなります。まず、農用地、  
農用地外について補足させていただきますが、一般的に農用地に  
つきましては、ほ場整備を行った区域内の農地であり、宅地化が進  
んでいる区域、ほ場整備未実施の田畑などにつきましては、農用地  
外となります。今回、田畑売買価格につきまして、事務局より3つ  
の案をご提案させていただきます。

まず、議案書28ページの案1でございますが、こちらの案につ  
きましては、全ての地区において田畑、農用地、農用地外で、前年  
度同様の回答価格案となっております。議案書に記載のR2価格  
案の欄に記載のある金額が価格案でございます。議案書の各地区  
の価格案について読み上げさせていただきます。農用地の田になりま  
す。中村地区で80万、大野地区で70万、飯豊地区で80万、八  
幡地区で80万、日立木地区で80万、磯部地区で70万、山上地  
区で50万、玉野地区で30万となっております。続いて、農用地  
外の田となります。中村地区で70万、大野地区で60万、飯豊地  
区で70万、八幡地区で70万、日立木地区で70万、磯部地区で

60万、山上地区で50万、玉野地区で30万となっております。続きまして、農用地の畑でございます。中村地区で70万、大野地区で70万、飯豊地区で60万、八幡地区で60万、日立木地区で50万、磯部地区で50万、山上地区で50万、玉野地区で30万となっております。続いて、農用地外の畑でございます。中村地区で80万、大野地区で70万、飯豊地区で80万、八幡地区で70万、日立木地区で60万、磯部地区で60万、山上地区で50万、玉野地区で30万。以上の金額が案1の価格案となっております。

続いて議案書29ページの案2でございます。こちらの案につきましては平成22年からの農地法第3条の売買金額の平均額から算出した回答価格案となっております。ここで議案書の訂正をお願いしたいのですが、29ページの上段、案2の内容のところで、平成21年からとなっておりますが、平成22年の誤りですので、恐縮ですがご訂正をお願いします。

それでは説明に戻ります。事務局のほうから、議案書と一緒に事前に配布させて頂いております、補足資料1をご覧頂きたいと思っております。こちらの(1)の表につきましては地区別、田畑別、農用地、農用地外の平均額、最高額、最低額をまとめた表となっております。なお、取りまとめの際に、財産処分10万未満の金額、宅地並みの金額100万以上の売買を除いて算出しております。こちらの表で、赤字で記載のある平均額、こちらの金額の10万円未満の端数を全て切り上げた金額を回答価格案としております。なお、議案書に戻りまして、議案書29ページの下段、※2に記載しておりますが、山上地区及び玉野地区の農用地外の田につきましては、売買実績がございませんでしたので、こちらにつきましては、前年度の据え置き価格としております。議案書の網掛けされている部分になります。この表を見ていただくとおり、ほとんどの地区で田畑、農用地、農用地外で、価格が10万円から50万円の減額となっている状況でございます。なお、議案書の※3にも記載しておりますが、一部の地区、玉野地区の農用地の畑、農用地外の畑で増額という箇所もございます。

それでは議案書の各地区の価格を読み上げさせていただきます。まず、農用地の田になります。中村地区で20万減の60万、大野地区で20万減の50万、飯豊地区で30万減の50万、八幡地区で30万減の50万、日立木地区で30万減の50万、磯部地区で



20万減の50万、山上地区で20万減の30万、玉野地区で10万減の20万となっております。続いて農用地外の田になります。中村地区で20万減の50万、大野地区で前年同様の60万、飯豊地区で20万減の50万、八幡地区で20万減の50万、日立木地区で40万減の30万、磯部地区で10万減の50万、山上地区で前年同様の50万、玉野地区で前年同様の30万となっております。続きまして、農用地の畑になります。中村地区で50万減の20万、大野地区で30万減の40万、飯豊地区で前年同様の60万、八幡地区で20万減の40万、日立木地区で10万減の40万、磯部地区で30万減の20万、山上地区で10万減の40万、玉野地区で20万増の50万となっております。続いて、農用地外の畑でございます。中村地区で30万減の50万、大野地区で20万減の50万、飯豊地区で20万減の60万、八幡地区で20万減の50万、日立木地区で10万減の50万、磯部地区で10万減の50万、山上地区で30万減の20万、玉野地区で10万増の40万となっております。以上の金額が案2の価格案でございます。

続きまして、議案書30ページの案3になります。こちらの案は先ほどご説明いたしました案2に調整を加えた価格案となっております。調整の内容は、議案書30ページの下段、※1から※4に記載しております。まずは※1でございますが、お手数ですが、補足資料1を再度ご確認くださいと思います。こちらの表で件数の欄、青字で記載しておりますのは、売買件数が2件以下を示しております。売買件数が少ない箇所については、実態と乖離がある平均額の恐れがあるため、こちらにつきましては、前年同様の価格案としております。※2については、地区によっては、50万の減額のような著しく金額が減額となる場合がありますので、案2で20万から50万の減額となる箇所につきましては、一律に10万円を減額した価格案としております。※3については、案2で10万円減額となる箇所については前年同様の価格案としております。※4については、案2で増額となる玉野地区の農用地の畑、農用地外の畑につきましては前年同様の価格案としております。

それでは、議案書の各地区の金額を読み上げさせていただきます。農用地の田になります。中村地区で10万減の70万、大野地区で10万減の60万、飯豊地区で10万減の70万、八幡地区で10万減の70万、日立木地区で10万減の70万、磯部地区で10万減の60万、山上地区で10万減の40万、玉野地区で前年同

様の30万となっております。続いて、農用地外の田になります。中村地区で10万減の60万、大野地区で前年同様の60万、飯豊地区で前年同様の70万、八幡地区で10万減の60万、日立木地区で前年同様の70万、磯部地区で前年同様の60万、山上地区で前年同様の50万、玉野地区で前年同様の30万となっております。続きまして、農用地の畑になります。中村地区で前年同様の70万、大野地区で10万減の60万、飯豊地区で前年同様の60万、八幡地区で10万減の50万、日立木地区で前年同様の50万、磯部地区で前年同様の50万、山上地区で前年同様の50万、玉野地区で前年同様の30万となっております。続いて、農用地外の畑です。中村地区で10万減の70万、大野地区で10万減の60万、飯豊地区で10万減の70万、八幡地区で10万減の60万、日立木地区で前年同様の60万、磯部地区で前年同様の60万、山上地区で10万減の40万、玉野地区で前年同様の30万。以上の金額が案3の価格案でございます。

ご説明させていただきました案1から案3について、委員の皆様にご協議いただき、決定していただければと思います。お配りしております補足資料2をご覧ください。こちらの資料は、平成11年から令和元年までの田畑売買価格の推移を示しております。価格の表を見ていただくと、緑のところは前年から減額となった部分を示しておりまして、茶色の部分が増額となっているところがございます。黄色の部分につきましては、ここ3年間の調査の報告価格となっております。こちらの表からお分かりのように、平成22年に減額してから、平成23年からは現在の価格に据え置いている経過がございます。事務局といたしましては、補足資料1及び補足資料2より、田畑売買価格の引き下げについて、検討するべき時期に来ているのではないかと考えてございます。

なお、田畑売買価格につきましては、農業委員会の農地のあっせん価格に直結いたしますので、慎重なご審議をお願いしたいと思います。事務局の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長                   ここで暫時休議いたします。

( 休 議 )

議 長           それでは再開いたします。本件に関し、いかがいたしますか。

（ 5 番 挙 手 ）

議 長           5 番佐藤雄一委員。

5 番           案3でもいいですが、内容を一部変更することは可能なのでしょうか。大野地区は減額ではなく据え置きにするとか。

議 長           事務局より説明を求めます。

事務局          案3という話があったのですが、一部修正を加えた修正案を議決していただく事も可能かと思えます。

（ 5 番 挙 手 ）

議 長           5 番佐藤雄一委員。

5 番           案3で、大野は据え置きでもいい。磯部は10万減でも仕方がないが。そのように修正してはどうか。

議 長           事務局。

事務局          そうしますと、確認させていただきますが、事務局の案3、こちらの大野地区の農用地の田、議案書は10万減の60万となっておりますが、ここは前年同様の70万に据え置きに修正してという事でよろしいでしょうか。では、そのように修正し、提案させていただきますかと思えます。

議 長           只今、事務局より、案3を一部修正したい旨の説明がありました。お諮りいたします。案3の一部修正した案を修正後の価格案とすることにご異議ありませんか。

（ 「異議なし。」との声。 ）

議 長           ご異議なしと認めます。よって、相馬市農業委員会会議規則第1

4条の規定により、そのように取り扱うことといたします。  
質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声。 )

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声。 )

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、修正案のと  
おり決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声。 )

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号令和2年田畑売買価  
格等に関する調査については、修正案のとおり決せられました。  
ここで、暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

議 長 それでは再開いたします。  
次に、議案第8号農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基  
本構想の変更についてを議題といたします。事務局より説明を求  
めます。事務局。

事務局 議案第8号農業経営基盤の強化の促進に関する市町村構想につ  
いて、事務局よりご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、相馬市  
から、令和2年7月16日付けで、農業委員会に対し意見を求めら  
れており、本日、農林水産課より議案についての説明員として、農  
業委員会総会に出席したい旨の申し出があります。農林水産課職  
員の出席について、お諮りいただきたいと思います。よろしくお願  
いいたします。

議 長 只今、事務局説明のとおり、農林水産課より議案の内容説明のた

め、農林水産課職員の入場を許可することにご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声。 )

議 長           ご異議なしと認めます。  
農林水産課職員の入場を認めます。

( 農林水産課職員入場 )

議 長           それでは、農林水産課職員より内容の説明を求めます。

農林水産           農林水産課の庄司でございます。よろしくお願ひいたします。私  
課職員           のほうから、農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想  
の変更の趣旨について説明させていただきたいと思ひます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営  
基盤強化促進法第6条に基づき、市が地域の農業のあるべき姿に  
ついてビジョンを描き、農政の推進目標として策定するものであり、  
法第6条及び法施行令第2条に基づき、概ね5年毎に変更し、  
その後の10年間を見通して定めることとされています。簡単に  
言ひますと、この中にもいらっしゃるかと思ひますが、認定農業者  
の認定を受ける際に、農業経営改善計画を提出していただき、内容  
を審査して認定するという形になります。この農業経営改善計画  
が市の基本構想に沿っているか、そういった事を審査するよう  
な形になるわけですが、この基本構想が、農業経営改善計画を策定  
する際の指標というか、目標の設定となります。基本構想は、概ね  
5年ごとに変更することになっておりまして、前回は、平成27年  
に変更させていただきました。それから5年が経過したため、令和  
2年に、今回改めて見直しを行ったということになります。

変更の趣旨は以上になりますが、変更点の詳細につきましては、  
持立から説明いたさせます。

農林水産           農林水産課の持立でございます。よろしくお願ひいたします。今  
課職員           会の変更の内容についてご説明させていただきます。恐れ入ります  
が、着座にて説明させていただきます。

説明に入る前に、変更の概要をまとめた「農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本構想の変更について」の記載に誤りがございま

したので、ご訂正をお願いします。各変更点に記載した新旧対照表上での記載ページ数について、1ページ前にずれておりました。正しくはそれぞれのページ数にプラス1したページに対照表の記載がありますので、申し訳ありませんがご承知のほどよろしく願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。今回の主な変更点は、お手元の資料にある通り、大きく分けて8つの事項について変更を検討しております。

まず1点目、新旧対照表の3ページ目記載となります。福島県基本方針の見直しに伴って、他の産業の従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得の水準について、1人当たりを430万円から460万円、一個別経営体当たり560万円から590万円と改めます。

2点目、新旧対照表4ページ目記載となります。経営再開マスタープランの作成・見直しの文言について、現状が、経営再開マスタープランから、実質化された人・農地プランへ見直しが国から求められていることに伴い、実質化された人・農地プランの作成・見直しと改めます。

3点目、新旧対照表の7ページ目記載となります。相馬市の新規就農者の確保状況に係る文言について、本市の認定新規就農者の認定状況に沿って、資料記載のとおり改めます。

4点目、新旧対照表の8ページ目記載となります。福島県基本方針の見直しに伴って、認定新規就農者が農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間所得に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の60%について、(中山間地域の場合55%)の記載を追加します。また、1点目の変更に伴い、1人当たりの年間農業所得276万円程度、一個別経営体当たり354万円程度を目標として改めます。

続きまして5点目、新旧対照表の17ページ目記載となります。水稻における指標達成のための技術等について、福島県基本方針の見直しに伴い、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要別等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様なコメ作りを進める。の文言について、生産の合理化を進めるため、ICT等の先端技術の導入を進めるとともに、飼料用米、備蓄米等の非主食用米の生産による水田活用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。と改めます。

6点目、新旧対照表の21ページ目記載となります。農業従事の態様について、福島県基本方針の見直しに伴い、④組織経営体にあつては、給料、労働時間の就業条件を整備する。の文言を追加します。

7点目、こちらは全体的な用語の変更になります。JAそうま及びそうま農業協同組合については、平成28年3月に合併したため、ふくしま未来農業協同組合と改めます。

8点目、こちらも全体的な変更になります。農地利用集積円滑化事業の廃止及び福島県基本方針の見直しに伴って、農地利用集積円滑化事業に関する記載、記述を削除いたします。

主な変更点は以上になります。説明は以上になります。ありがとうございました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。  
ご発言願います。

( 「なし。」との声 )

議長 討論なしと認めます。採決いたします。  
本件に関し、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号農業経営基盤の強化の促進に関する市町村基本構想の変更については原案のとおり承認することに決しました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

( 「異議なし。」との声 )

議 長

ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第26回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。



相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会      会 長      前 川      正 人

議事録署名委員      9 番      岩 本      一 夫

議事録署名委員      10番      後 藤      義 昭